

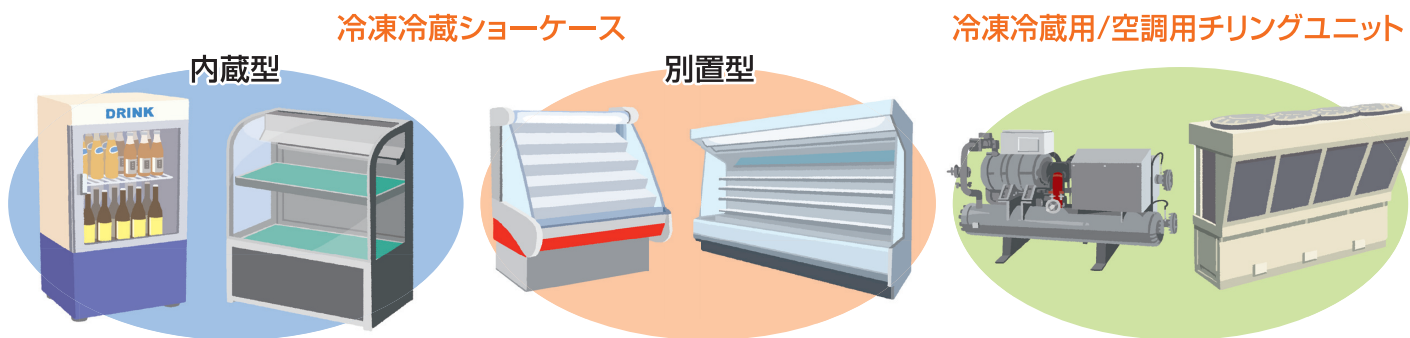
# 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

東京都では、フロン排出削減とHTT・脱炭素化を推進するため「省エネ型ノンフロン機器」の導入に要する費用の一部を助成します。

## 対象となる機器

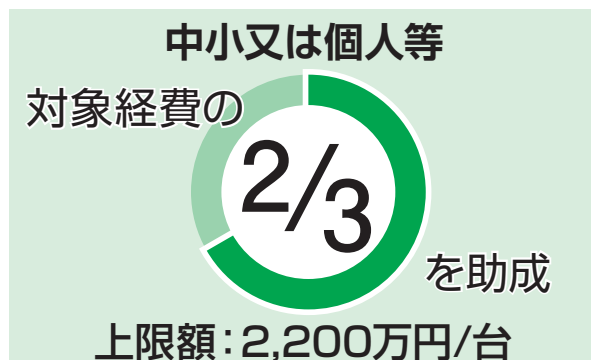
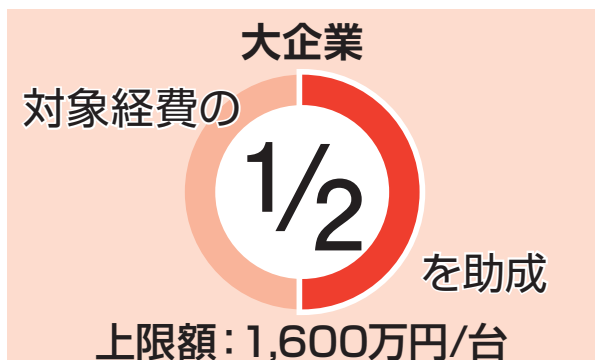
省エネ型ノンフロン機器のうち、次に掲げるもの

- ① 冷凍冷蔵ショーケース(内蔵型・別置型)
- ② 冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット
- ③ 冷凍冷蔵ユニット(車載用、船舶用又は輸送用を除く。)



※対象となる機器には各種要件がございます。詳細は交付要綱等をご確認ください。

## 助成率・上限額



## 助成対象事業者

都内で事業所を所有・使用している事業者(大企業、中小企業者又は個人事業主等)

※事業の詳細は、裏面または当事業HPに掲載している交付要綱等をご確認ください。

# 事業概要

## 助成対象事業者

都内で事業所を所有・使用している事業者（大企業、中小企業者又は個人事業主等）  
（リースを行う場合も含む。）

※ 冷凍冷蔵庫及び食品製造工場は除きます。

## 助成金の額

大企業 助成率：助成対象経費の2分の1 上限額：1,600万円／台  
中小又は個人等 助成率：助成対象経費の3分の2 上限額：2,200万円／台

※ 国等の補助がある場合は、その額を除きます。

## 助成対象経費

助成対象機器の購入費、運搬据付費、工事費及び業務費

※ 工事費：内蔵型ショーケースは対象外です。

※ 業務費：大企業は対象外です。

## 助成条件

- ・ 都内の事業所に導入されること。
- ・ 新品であること。
- ・ フロンを含む機器を撤去する場合には、法に基づき適切に処理すること。
- ・ 【大企業のみ】ノンフロン機器への導入目標等の公表に加え、導入効果を広く周知すること。

## 申請方法

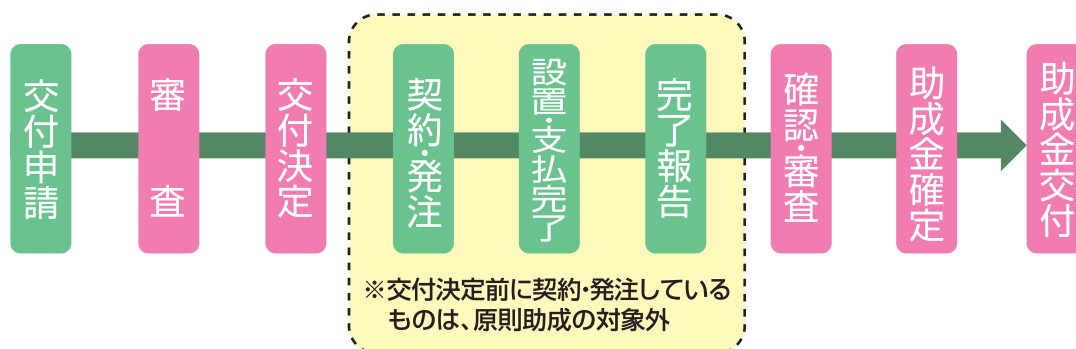
申請書類は、Eメールまたは郵送にてご提出ください

※ 郵送の場合は簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。

申請期間等、詳細はホームページをご確認ください。

# 助成金申請の流れ

■は事業者が実施します。■は公社が実施します。



※申請から交付決定までには概ね2か月を要します。ただし、審査内容や申請件数、その他の事情により前後する場合がありますので、予めご了承ください。

事業の詳細や申請方法等は、以下のホームページからご確認ください。

<https://www.tokyokankyo.jp/apply/nonfuron/>

東京都環境公社 ノンフロン



公益財団法人 東京都環境公社 技術支援部 技術課 環境改善係

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業 ヘルプデスク

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

お問い合わせ ☎ : 03(3633)2282 【受付時間：平日9:00～12:00 13:00～17:00】

HP : <https://www.tokyokankyo.jp/> E-mail : [kaizen-nonfuron@tokyokankyo.jp](mailto:kaizen-nonfuron@tokyokankyo.jp)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



資源物の分別収集を促すため、印刷物の裏面に環境マークを付しています。